

総社市告示第108号

総社市障がい者就労移行支援金支給要綱（平成26年総社市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この要綱は、障がい者が福祉的就労から一般就労へ移行し、自立に向けた生活を営むことを支援するとともに、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、総社市障がい者就労移行支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、<u>障がい者千五百人雇用事業</u>の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この要綱は、障がい者が福祉的就労から一般就労へ移行し、自立に向けた生活を営むことを支援するとともに、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、総社市障がい者就労移行支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、<u>障がい者千人雇用事業</u>の推進を図ることを目的とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。